

公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書新旧対照表

制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号
 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1881 号
 一部改正 平成 29 年 3 月 15 日付け 28 年度発中畜第 2921 号
 一部改正 平成 30 年 3 月 14 日付け 29 年度発中畜第 5245 号

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 6 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 補助金交付事業の実施</p> <p>(国が承認した事業実施計画の把握等)</p> <p>第 7 条 公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)は、実施要綱第 4 の 2 の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)が承認(承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。)した事業実施計画の通知を地方農政局長より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業実施主体等への補助金の交付決定等)</p> <p>第 8 条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 6 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 補助金交付事業の実施</p> <p>(国が承認した事業実施計画の把握等)</p> <p>第 7 条 公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)は、実施要綱第 4 の 2 の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)が承認(承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。)した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業実施主体等への補助金の交付決定等)</p> <p>第 8 条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。</p>

また、会長は、生産局長又は地方農政局長が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工（又は着手）届を地方農政局長及び会長に提出するものとする。

3 （略）

4 会長は、事業実施主体等に対し、補助金交付決定に係る年度の第3四半期末日現在における事業遂行状況について報告を求めるとする。ただし、第10条に基づく補助金の概算払請求書兼遂行状況報告書をもってこれに代えることができるものとする。

また、会長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めるとする。

5 会長は、実施要綱第4の1の(1)の事業において、地方農政局長から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長に意見を求めることができるものとする。

また、会長は、生産局長又は地方農政局長等が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、地域の実情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工（又は着手）届を地方農政局長等及び会長に提出するものとする。

3 （略）

4 会長は、事業実施主体等に対し、補助金交付決定に係る年度の第3四半期末日現在における事業遂行状況について報告を求めるとする。ただし、第10条に基づく補助金の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

5 会長は、実施要綱第4の1の(1)の事業において、地方農政局長等から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

第9条 (略)

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長に報告するものとする。

3～7 (略)

第10条～第11条 (略)

(補助金交付事業に係る中央畜産会の責務)

第12条 中央畜産会は、生産局長又は地方農政局長が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。また、交付決定及び補助金の支払を行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに生産局長及び地方農政局長に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第13条～第19条 (略)

(財産の処分の制限)

第20条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、取得財産等を実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業にあつては地方農政局長、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

第9条 (略)

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

3～7 (略)

第10条～第11条 (略)

(補助金交付事業に係る中央畜産会の責務)

第12条 中央畜産会は、生産局長又は地方農政局長等が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければならない。また、交付決定及び補助金の支払を行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに生産局長及び地方農政局長等に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

第13条～第19条 (略)

(財産の処分の制限)

第20条 中央畜産会は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、取得財産等を実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業にあつては地方農政局長等、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては中央畜産会の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

<p>し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業にあつては地方農政局長、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては会長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第21条 ~ 第23条 (略)</p> <p>附則 この業務方法書は、生産局長の承認のあつた日(平成28年3月2日)から適用する。</p> <p>附則 この業務方法書は、平成28年11月17日(理事会の決議のあつた日)から施行し、生産局長の承認のあつた日(平成28年12月14日)から適用する。</p> <p>附則 この業務方法書は、平成29年3月15日(理事会の決議のあつた日)から施行し、生産局長の承認のあつた日(平成29年3月15日)から適用する。</p> <p>附則 <u>この業務方法書は、平成30年3月14日(理事会の決議のあつた日)から施行し、生産局長の承認のあつた日(平成30年3月23日)から適用する。</u></p>	<p>し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、実施要綱第4の1の(1)及び(3)のアの事業にあつては地方農政同等、実施要綱第4の1の(2)及び第4の2の事業にあつては中央畜産会の承認を受けなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第21条 ~ 第23条 (略)</p> <p>附則 この業務方法書は、生産局長の承認のあつた日(平成28年3月2日)から適用する。</p> <p>附則 この業務方法書は、平成28年11月17日(理事会の決議のあつた日)から施行し、生産局長の承認のあつた日(平成28年12月14日)から適用する。</p> <p>附則 この業務方法書は、平成29年3月15日(理事会の決議のあつた日)から施行し、生産局長の承認のあつた日(平成29年3月15日)から適用する。</p>
---	---